



内閣府仕事と生活の調和推進室  
参事官 小林 洋子  
政策調査員 山下 誠二  
電話：03-5253-2111 (内線 44163)  
03-3581-9268(直通)

内閣府発表  
平成22年9月10日

## 「ワーク・ライフ・バランスのための仕事の進め方の効率化 に関する調査 報告書」等の公表について

～ワーク・ライフ・バランスに積極的な企業は、  
「仕事の効率化」のために業務のムダ取りを実施～

### I 調査の概要

企業による「仕事の進め方の効率化」への取組事例を、平成21年12月に実施した企業16社へのヒアリング等により調査。ワーク・ライフ・バランスを実現する「仕事の進め方の効率化」（めりはりのある働き方の実現）のノウハウを報告書にまとめました。

### II 調査結果のポイント

○めりはりのある働き方の実現のためには、①「**仕事の進め方の効率化**」、②「**動機付け・意識改革**」、③「**制度改革**」の3つのサイクルをまわしていく必要がある。

- 「仕事の進め方の効率化」として、以下の取組が行われている。
  - ・ 会議のムダ取り（会議の目的やゴールを明確にする。会議時間を見直し、終了時間を厳守する）
  - ・ 資料の削減（報告資料をフォーマット化。資料作成の依頼者は、目的・用途を明確化）
  - ・ 標準化・マニュアル化（「人に仕事がつく」スタイルを改める）
  - ・ 業務分担の適正化（業務の流れを分析し、業務分担を適正化）
  - ・ 仕事を任せる（部下に仕事を任せ、意思決定を早める。「多能工化」を進める）
  - ・ 「がんばる」タイムの設定
- 「動機付け・意識改革」として、以下の取組が行われている。
  - ・ トップからの強いメッセージの発信
  - ・ 実現方法について部門ごとに裁量性を付与
  - ・ 現場レベルでの提案制度の導入
- 「制度改革」として、以下の取組が行われている。
  - ・ 残業時間の目標管理制や事前申告制の導入
  - ・ ITを活用した事業場外の就労による通勤時間等の短縮
  - ・ 労働時間にとられない人事評価制度の構築

### III その他

これから「仕事の進め方の効率化」に取り組む企業向けに、内閣府で、啓発用のパンフレット「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた3つの心構えと10の実践」を作成しました。

※調査報告書および「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた3つの心構えと10の実践」は、内閣府「仕事と生活の調和ポータルサイト」(<http://www8.cao.go.jp/wlb/>)に掲載しています。